

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	千葉市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

千葉市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	1. 予防接種法に基づき以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種を実施する。 ②予防接種の対象者に対し予防接種を受けることを勧奨する。 ③予防接種を受けた者が、予防接種等を受けたことにより疾病等となった場合に給付を行う。 ④予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成する。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・番号法、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、上記1の④に係る情報の提供を行う。 ＜新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務＞ 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ＜新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に係る予防接種事務＞ ・予防接種の接種記録等を管理する。
③対象人数	〔 30万人以上 〕 ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム	
②システムの機能	1. 対象者の接種情報の登録、接種履歴の表示 2. OCRにより予診票から読み取った接種情報のデータ取り込み 3. 予防接種委託料の支払いに関連する情報の登録及びデータ出力、関連帳票の印刷 4. 定期発送用の対象者抽出及びデータ出力 5. 個別通知用のシール及び予診票の印刷 6. 各種統計及びデータ出力	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他	☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム2

①システムの名称	業務共通システム(庁内連携システム／統合宛名システム)
②システムの機能	●標準化前の現行システムに関する内容 1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。 2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 3. データ連携機能 (1)庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 4. 権限管理機能 (1)各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2)統合データベースへのアクセス制御を行う。 ●標準化後の次期システムに関する内容 1. 団体内統合宛名機能 (1)団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 (2)中間サーバーとの情報連携を行う。 2. データ連携機能 (1)庁内における各業務システムからの要求に基づき、住民情報等ファイルを連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (介護システム、福祉システム、国民健康保険システム、中間サーバ)

システム3

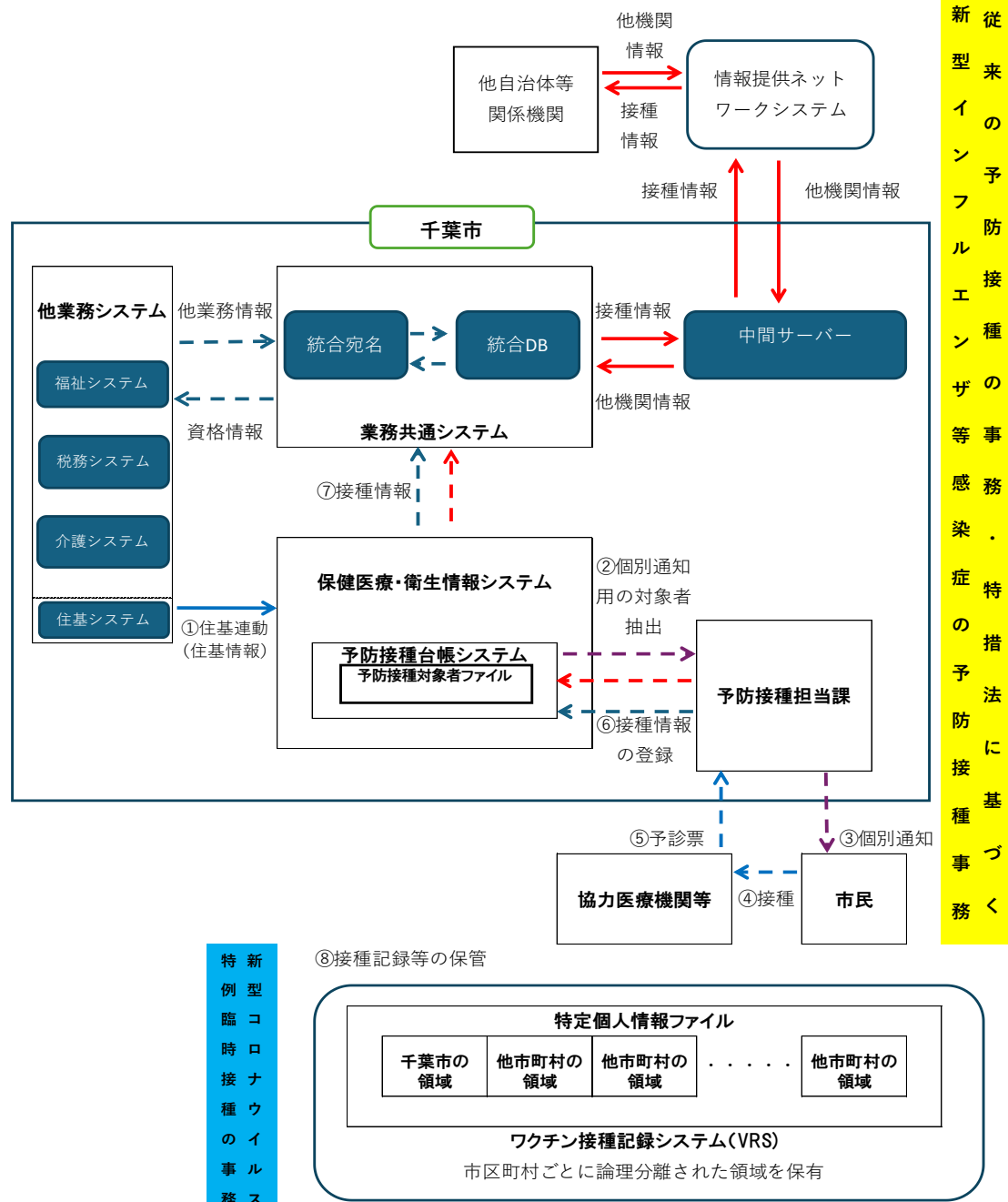
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能: 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能: 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能: 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能: 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能: 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。

	8. セキュリティ管理機能注:「システム方式設計書_6_0_0_機能要件の整理 第1.1 版」以降で提供予定 9. 職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・令和6年3月31日までの新型コロナウイルス感染症予防接種記録の保管
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種の適切な実施のための対象者の把握及び接種履歴の管理のため。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するため。
②実現が期待されるメリット	・接種履歴を管理し住基情報と突合することで、未接種者に対しての接種勧奨が可能になる等、接種率の向上につながる。 ・住民移動があった際においても、速やかかつ的確に接種歴を参照することが可能となり、事務負担の軽減につながる。 ・対象者を正確に把握し、自治体を横断した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種履歴の管理が可能となり、間違い接種等の防止につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 2 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局医療衛生部医療政策課
②所属長の役職名	医療政策課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



- (備考)
- ① 住基システムから必要情報を取得
 - ② 個別通知を送信する対象者を抽出
 - ③ 個別通知を送信
 - ④ 対象者が協力医療機関にて予防接種を受ける
 - ⑤ 協力医療機関が対象者の予診票を送付
 - ⑥ 予防接種台帳システム端末へ接種情報を登録
 - ⑦ 業務共通システムへ接種情報を保管
 - ⑧ 接種記録等の保管

- ①～⑦ 従来の予防接種事務
⑧ 新型コロナウイルス特例臨時接種の事務

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	接種対象者
その必要性	予防接種事業を実施するにあたり、被接種者の予防接種歴を把握し、接種記録の管理が必要であること、また、未接種者を正確に把握し、勧奨を行うために必要となる。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・その他識別情報は情報提供ネットワークシステムを利用する際の個人を特定する紐付けに必要なため。 ・4情報は接種対象者であるかの確認、接種情報の登録、個別通知の発送に必要であるため。 ・その他住民票関係情報は転入した対象者への個別通知発送のため住民となった日が必要であるため。また、転出した者への発送を防ぐため消除日が必要であるため。 ・健康・医療関係情報は、予診票に記載された接種情報を記録し、接種時期、接種量等、予防接種が適正に実施されているかを正確に把握する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局医療衛生部医療政策課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☒ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 市民局市民自治推進部区政推進課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☒ その他 （ 予防接種協力医療機関 ）	
②入手方法	☒ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度	・定期的に入手 住基情報については、日次で入手している。 予防接種履歴情報については、毎月末に予防接種医療機関から月次で入手している。	
④入手に係る妥当性	・制度上定められた時期・頻度・方法により、情報を入手している。 ・住基の異動について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、情報を入手している。	
⑤本人への明示	本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。従来の予防接種事務については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29にて明示されている。 <新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務> 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表153の項にて明示されている。	
⑥使用目的 ※	未接種者への接種勧奨及び接種の適正な実施の確認等のため。	
	変更の妥当性	—

⑦使用の主体	使用部署 ※	医療政策課
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 [10人以上50人未満]
⑧使用方法 ※		・対象者の抽出 ・予防接種台帳システムへの接種情報の登録 ・被接種者の接種状況について情報提供ネットワークシステムを介した情報提供 ・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため、使用する。 ・予防接種希望者の自己負担区分を確実に把握するため、使用する。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため、使用する。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため、使用する。
	情報の突合 ※	予防接種台帳システムへの登録時に、誤登録防止のため、予診票の氏名、生年月日、性別と住基情報を突合する。
	情報の統計分析 ※	接種状況調査などの統計分析の実施。 (特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。)
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	なし
⑨使用開始日		平成29年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件
委託事項1		保健医療・衛生情報システムの運用保守
①委託内容		保健医療・衛生情報システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	被接種者及び被接種者の保護者、配偶者
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)
⑤委託先名の確認方法		千葉市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。また、入札結果として千葉市ホームページで公開している。
⑥委託先名		コムコ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 4 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表25項	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	接種対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先2	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表26項	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	接種対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先3	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表153項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	接種対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表154項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	接種対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ワクチン接種記録システム（VRS））
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		【千葉市(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ・業務共通システムで取り扱う特定個人情報は、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 ・統合サーバーで取り扱う特定個人情報はID・パスワード等主体認証機能にて入退室するものを特定し、監視カメラにて監視している。 ・書面の特定個人情報は担当課において鍵のかかる書庫にて保管、担当課庁舎内に警備員が常駐している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間	期間 [20年以上] ＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> その妥当性 予防接種台帳については、生涯にわたり適切に管理し、参照する必要があることから、永年保存とする必要があるため。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		【千葉市(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制御されているため、消去することができない。 ・厚生労働省はワクチン接種記録システムに保管された特定個人情報にアクセスできないよう制御されているため、消去することができない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。											

	【ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における指直】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種対象者ファイルに関する記録項目>

- ・予防接種番号
- ・生年月日
- ・年齢
- ・予防接種コード
- ・略称
- ・接種回数
- ・回数
- ・実施日
- ・結果
- ・結果名称
- ・医療機関コード
- ・名称_漢字
- ・医師コード
- ・医師名_漢字
- ・ワクチンコード
- ・ワクチン略称
- ・ロットナンバー
- ・ワクチン有効期限接種量コード
- ・接種量
- ・登録日
- ・消除フラグ
- ・氏名_漢字
- ・氏名_カナ
- ・性別
- ・通知日
- ・郵便番号
- ・住所
- ・種類
- ・種類名称
- ・発行no
- ・処理日

<新型コロナウイルス等特措法接種履歴情報に関する記録項目>

- 01 回数
- 02 接種日
- 03 氏名
- 04 住所
- 05 年齢

<新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ



Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種対象者ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【庁内連携による入手】 庁内連携システムにおいては、端末へのログイン、記録したログについては、一定の期間保管し必要に応じて確認が行える仕組みとする。 【保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム】 システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡（アクセスログ）を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっており、予防接種法に基づく定期接種の対象者以外の者の情報は入手できないようあらかじめ制限している。 また、システム内において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項（氏名及び特定個人情報を含まない対象者の管理番号）が記載されたシール等を配布している。 【予防接種台帳システムにおける措置】 端末へのログイン、システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡（アクセスログ）を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっている。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 番号法により認められている機関、事務をシステム的かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。 【千葉市における措置】 ・当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようアクセス権限を設定している。 ・システム利用管理者が定期的に業務共通システムで記録している操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へは、外部からアクセスできないよう制限されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	各種申請等の際は、身分証明書(マイナンバー(個人番号)カード等)の提示によって本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・マイナンバー(個人番号)カードの提示又は、通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。 ・マイナンバー(個人番号)カード又は通知カード等の提示による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・システムへの登録時(新規入力、削除及び訂正)は、原本との照合を行い、誤りがないかチェックをし、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた紙資料は、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管し、漏えい・紛失を防止する。 ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・職員へのセキュリティ教育について、毎年研修を実施し、情報の管理について注意徹底をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ システムを使用する職員のみに対して所属長がユーザーID及びパスワードを限定的に付与する。 ・ 職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 ・ 認証の記録を保管する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ 職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・ 職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・ 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録する。 ・ 必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	

その他の措置の内容	端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・予防接種に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。千葉市は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組となっている。 また、委託業務については、契約書(個人情報取扱特記事項)で複製を禁じている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・端末を使用職員以外が物理的に閲覧できない位置に配置する。 ・事務処理に必要な印刷物は、不要となり次第、シュレッダーをかけた上で廃棄する等適正に処分する。 ・データ出力については、所属長の承認を得てから行う。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO 9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、システム委託については、電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。 ・委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 千葉市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・個人情報取扱事務従事者報告書により、特定個人情報を取り扱う従事者をリスト化し提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由(又は処理内容))を記録する。 ・システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から、セキュリティ研修等の実施等、適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報取扱特記事項により、受注者は、契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとされ、第三者に取り扱させてはならない、とされている。 例外的に再委託する場合は、「再委託が必要な理由・再委託先・再委託の内容・再委託先が取り扱う情報・受注者の再委託先に対する監督方法」を発注者に報告の上、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が発注者と同程度であると認められるものとして発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない、とされている。また、「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。庁舎外での個人情報を扱う事務が必要な場合には、庁舎外作業承諾願の提出を求め、千葉市の承諾が必要である。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守することを前提に委託する。 ・委託契約書の検査条項に基づき必要があると認めるときは検査を行う。 ・個人情報取扱特記事項第11の規定に基づき、委託業務完了後は個人情報が記録された資料等の返還・引渡し・廃棄又は消去等を行い、その報告を求めている。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定するとともに、契約発注者は必要があると認めるときは、委託先に報告を求め、又は実地に検査することができる旨も規定している。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜千葉市での措置＞ 庁内連携システムにおいては、予防接種法に基づく定期接種の対象者以外の者の情報は入手できないようあらかじめ制限している。 予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項(氏名及び特定個人情報を含まない対象者の管理番号)が記載されたシール等を配布している。 端末へのログイン、システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡(アクセスログ)を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)によって情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜千葉市における措置＞ インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜千葉市における措置＞ ・中間サーバーから各業務システム宛での情報照会結果の中継においては、業務システムに合わせるため、文字やコードを変換することを除き、照会結果内容の改変は行えない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜千葉市における措置＞ インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際に送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用・監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜千葉市における措置＞ ・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報・日時等を記録し、不正な提供を抑止する。 (業務共通システムにおける措置)番号法により認められている機関、事務をシステムのかつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)によって情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納し、情報提供機能の照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能によって情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することによって特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際には、送信内容を改めて確認した上で提供を行うことによってセンシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜千葉市における措置＞ ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜千葉市における措置＞ ・中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【千葉市における措置】 ・当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようアクセス権限を設定している。 ・システム利用管理者が定期的に業務共通システムで記録している操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<千葉市(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ・サーバー室への入退室の場所は限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・電子媒体や紙資料については、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③日々のデータについては、ガバメントクラウドの機能により遠隔地保管を行う。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		<千葉県(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置> (不正プログラム対策) ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する(コンピューターウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)。 (不正アクセス対策) ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。 (その他) ・USBメモリの使用不可設定、操作ログの記録 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 ・厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

	その内容	別紙1のとおり
	再発防止策の内容	別紙1のとおり

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保するため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<千葉県(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置> ・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システム処理にて消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等を行うと共に、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。 ・紙帳票については、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、裁断・溶解等を行う。 <ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等による毀損、滅失を防ぐために分散して保管する。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	情報セキュリティ責任者が職員等に対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させることにより行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<千葉県(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置> 「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規程等の順守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査:統括情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ監査を定期的実施する。 ②関連規程等の遵守状況等の点検:統括情報セキュリティ管理者は、職員等の情報セキュリティに関する関連規程等の遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後措置:情報システム管理者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき、 ・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。 ・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。
特記事項	市ホームページ上に請求方法、開示請求書等を掲載している。
③手数料等	[有料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は不要。写しの交付を受ける場合、通常片面1枚につき10円。納付方法は、窓口の場合は現金、郵送の場合は現金または為替による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン接種対象者ファイル、保健医療・衛生情報システム
公表場所	千葉市ホームページ、千葉市役所2階行政資料室
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 医療政策課 043-245-5207
②対応方法	・問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。 ・問い合わせから回答までに適切、かつ、迅速に対応を行えるよう体系化している。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年9月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、所管課及び市政情報室において案の閲覧及び配布を行う。意見は電子メール、FAX、郵送にて受け付ける。
②実施日・期間	令和4年3月1日から令和4年3月31日、令和4年7月11日から令和4年8月10日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年8月30日、令和4年8月18日、令和4年9月7日
②方法	千葉市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	評価書の記載内容について、現段階では妥当なものと評価できるとして了承された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	1. 予防接種法に基づき以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種を実施する。 ②予防接種の対象者に対し予防接種を受けることを勧奨する。 ③予防接種を受けた者が、予防接種等を受けたことにより疾病等となった場合に給付を行う。 ④予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成する。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・番号法、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に基づき、上記1の④に係る情報の提供を行う。	1. 予防接種法に基づき以下の事務で取り扱う。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種を実施する。 ②予防接種の対象者に対し予防接種を受けることを勧奨する。 ③予防接種を受けた者が、予防接種等を受けたことにより疾病等となった場合に給付を行う。 ④予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録を作成する。 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・番号法、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、上記1の④に係る情報の提供を行う。	事後	法令の題名等の形式的な変更
令和6年9月13日	(上記の続き) I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	<新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務> 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。	<新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務> 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 <新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に係る予防接種事務> ・予防接種の接種記録等を管理する。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・令和6年3月31日までの新型コロナウイルス感染症予防接種記録の保管	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	番号法第9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小及び法令の改正等に伴う変更
令和6年9月13日	I 基本情報 6. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2、17、18、19、115の2の項 2 情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、3項及び115の2の項	1 情報照会 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の項 2 情報提供 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項	事後	法令の改正等に伴う記載変更
令和6年9月13日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [○]庁内連携システム [○]情報提供ネットワークシステム []その他()	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報への入手・使用 ③入手の時期・頻度	・定期的に入手 住基情報については、日次で入手している。 予防接種履歴情報については、毎月末に予防接種医療機関から月次で入手している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	・定期的に入手 住基情報については、日次で入手している。 予防接種履歴情報については、毎月末に予防接種医療機関から月次で入手している。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報への入手・使用 ④入手に係る妥当性	・制度上定められた時期・頻度・方法により、情報を入手している。 ・住基の異動について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、情報を入手している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・千葉市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・千葉市からの転出者について、転出先市区町村へ千葉市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・制度上定められた時期・頻度・方法により、情報を入手している。 ・住基の異動について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、情報を入手している。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。従来の予防接種事務については、番号法別表第二の16の2、1、7、18、19にて明示されている。 ＜新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務＞ 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の115の2の項にて明示されている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法別表第二の115の2の項を読み替えて適用することが通知により明示されている。 ・千葉県への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	本人から入手する情報については、使用目的を本人に明示し、同意を得た上で入手している。従来の予防接種事務については、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29にて明示されている。 ＜新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務＞ 庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表153の項にて明示されている。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	医療政策課、感染症対策課	医療政策課	事後	市の所管部署の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報への入手・使用 ⑧使用方法	・対象者の抽出 ・予防接種台帳システムへの接種情報の登録 ・被接種者の接種状況について情報提供ネットワークシステムを介した情報提供 ・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため、使用する。 ・予防接種希望者の自己負担区分を確実に把握するため、使用する。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため、使用する。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため、使用する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・千葉市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・千葉市からの転出者について、転出先市区町村へ千葉市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・対象者の抽出 ・予防接種台帳システムへの接種情報の登録 ・被接種者の接種状況について情報提供ネットワークシステムを介した情報提供 ・予防接種接種委託料の請求において、接種状況の確認のため、使用する。 ・予防接種希望者の自己負担区分を確実に把握するため、使用する。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に利用するため、使用する。 ・その他予防接種事業に必要な確認作業が発生した際に利用するため、使用する。	事後	新型コロナウイルスの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報への入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	予防接種台帳システムへの登録時に、誤登録防止のため、予診票の氏名、生年月日、性別と住基情報を突合する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・千葉市からの転出者について、千葉市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、千葉市の接種記録と突合する。	予防接種台帳システムへの登録時に、誤登録防止のため、予診票の氏名、生年月日、性別と住基情報を突合する。	事後	新型コロナウイルスの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの保管	事後	新型コロナウイルスの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの保管	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	令和6年3月31日までに新型コロナウイルス感染症予防接種を受けた者	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの適切な保管のために取り扱う必要がある。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ []紙 [○]その他（LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付関連機能）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能））	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ []紙 []その他（ ）	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するヘルプデスク業務	（削除）	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	予防接種証明書の発行に関する業務	（削除）	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人未満	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(庁舎内にてシステム機器を直接操作)	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	千葉県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認できる。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社パソナ	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑦再委託の有無	再委託しない	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第16の2の項	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表25項	事後	法令の改正等に伴う記載変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正等に伴う記載変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第16の3の項	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表26項	事後	法令の改正等に伴う記載変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正等に伴う記載変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	市町村長	都道府県知事又は市町村長	事後	法令の改正等に伴う記載変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表153項	事後	法令の改正等に伴う記載変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正等に伴う記載変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	市区町村長	厚生労働大臣	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小及び法令の改正等に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法 第19条第16号	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条の表154項	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小及び法令の改正等に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小及び法令の改正等に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小及び法令の改正等に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	接種対象者	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小及び法令の改正等に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム [○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[○]情報提供ネットワークシステム []その他()	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小及び法令の改正等に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑦時期・頻度	千葉市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小及び法令の改正等に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【千葉市における措置】 ・業務共通システムで取り扱う特定個人情報は、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 ・統合サーバーで取り扱う特定個人情報はID・パスワード等主体認証機能にて入退室するものを特定し、監視カメラにて監視している。 ・書面の特定個人情報は担当課において鍵のかかる書庫にて保管、担当課庁舎内に警備員が常駐している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	【千葉市における措置】 ・業務共通システムで取り扱う特定個人情報は、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 ・統合サーバーで取り扱う特定個人情報はID・パスワード等主体認証機能にて入退室するものを特定し、監視カメラにて監視している。 ・書面の特定個人情報は担当課において鍵のかかる書庫にて保管、担当課庁舎内に警備員が常駐している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	(上記の続き) Ⅱファイルの概要 6. 特定個人情報 の保管・消去 ①保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅱファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【千葉市における措置】 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【千葉市における措置】 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	(上記の続き) Ⅱファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制御されているため、消去することができない。 ・厚生労働省はワクチン接種記録システムに保管された特定個人情報にアクセスできないよう制御されているため、消去することができない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。		新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	別添2)ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞	＜新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に関する記録項目＞	事後	表記の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【庁内連携による入手】 庁内連携システムにおいては、端末へのログイン、記録したログについては、一定の期間保管し必要に応じて確認が行える仕組みとする。 【保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム】 システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡（アクセスログ）を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっており、予防接種法に基づく定期接種の対象者以外の者の情報は入手できないようあらかじめ制限している。 また、システム内において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 千葉市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 千葉市からの転出者について、千葉市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	【庁内連携による入手】 庁内連携システムにおいては、端末へのログイン、記録したログについては、一定の期間保管し必要に応じて確認が行える仕組みとする。 【保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム】 システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡（アクセスログ）を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっており、予防接種法に基づく定期接種の対象者以外の者の情報は入手できないようあらかじめ制限している。 また、システム内において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止する。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	(上記の続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 千葉市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、千葉市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項（氏名及び特定個人情報を含まない対象者の管理番号）が記載されたシール等を配布している。 【予防接種台帳システムにおける措置】 端末へのログイン、システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡（アクセスログ）を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっている。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項（氏名及び特定個人情報を含まない対象者の管理番号）が記載されたシール等を配布している。 【予防接種台帳システムにおける措置】 端末へのログイン、システムにおける個人情報検索、登録等について、証跡（アクセスログ）を管理することで、不適切な操作を抑止する仕組みになっている。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 番号法により認められている機関、事務をシステムのかつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。 【千葉県における措置】 ・当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようアクセス権限を設定している。 ・システム利用管理者が定期的に業務共通システムで記録している操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	【業務共通システムにおける措置】 番号法により認められている機関、事務をシステムのかつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。 【千葉県における措置】 ・当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようアクセス権限を設定している。 ・システム利用管理者が定期的に業務共通システムで記録している操作ログ記録を取得し、特に一定期間ログオンを継続していた者について定期的に所属課あてに通知し、利用目的を報告させることにより、操作内容が把握可能であることを職員に周知し、目的外の入手を牽制している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へは、外部からアクセスできないよう制限されている。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	各種申請等の際は、身分証明書（マイナンバー（個人番号）カード等）の提示によって本人確認を行う。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	各種申請等の際は、身分証明書（マイナンバー（個人番号）カード等）の提示によって本人確認を行う。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・ システムへの登録時（新規入力、削除及び訂正）は、原本との照合を行い、誤りがないかチェックをし、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・ 入力、削除及び訂正作業に用いた紙資料は、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） ・ 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・ 券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	・ システムへの登録時（新規入力、削除及び訂正）は、原本との照合を行い、誤りがないかチェックをし、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・ 入力、削除及び訂正作業に用いた紙資料は、施錠可能な倉庫にて、箱に封緘した状態で保管する。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管し、漏えい・紛失を防止する。 ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・職員へのセキュリティ教育について、毎年研修を実施し、情報の管理について注意徹底をしている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	・入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管し、漏えい・紛失を防止する。 ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・職員へのセキュリティ教育について、毎年研修を実施し、情報の管理について注意徹底をしている。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	【業務共通システムにおける措置】 業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要なのない情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	【業務共通システムにおける措置】 業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要なのない情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	事前	新型コロナウイルスの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	・ システムを使用する職員のみに対して所属長がユーザID及びパスワードを限定的に付与する。 ・ 職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 ・ 認証の記録を保管する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	・ システムを使用する職員のみに対して所属長がユーザID及びパスワードを限定的に付与する。 ・ 職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 ・ 認証の記録を保管する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	事前	新型コロナウイルスの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・ 職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・ 職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・ 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	・ 職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・ 職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・ 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	事前	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・ 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録する。 ・ 必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	・ 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録する。 ・ 必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。	事前	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 また、委託業務については、契約書(個人情報取扱特記事項)で複製を禁じている。	所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 また、委託業務については、契約書(個人情報取扱特記事項)で複製を禁じている。	事前	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	(上記の続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	<新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に係る予防接種事務における追加措置> 市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。		新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・端末を使用職員以外が物理的に閲覧できない位置に配置する。 ・事務処理に必要となる印刷物は、不要となり次第、シュレッダーをかけた上で廃棄する等適正に処分する。 ・データ出力については、所属長の承認を得てから行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・千葉市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・千葉市からの転出者について、千葉市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	・端末を使用職員以外が物理的に閲覧できない位置に配置する。 ・事務処理に必要となる印刷物は、不要となり次第、シュレッダーをかけた上で廃棄する等適正に処分する。 ・データ出力については、所属長の承認を得てから行う。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、システム委託については、電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。 ・委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。	・委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得又はプライバシーマークの認定等を委託先選定の条件とし、システム委託については、電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。業務委託については、仕様書に記載のある「個人情報等の保護」の内容を遵守することを前提に業者に委託する。 ・委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	(上記の続き) Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 千葉市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種に係る予防接種事務における追加措置> 千葉市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	記録を残している	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	定めている	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報を移転、提供する際には、番号法及び個人情報の保護に関する法律の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 千葉市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 千葉市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人応報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、千葉市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市町区村へ個人番号を提供する場面に限定している。	(削除)	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑥技術的対策 具体的な 対策の内容	<千葉県における措置> (不正プログラム対策) ・インターネットにつながらないネットワーク内で システム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、 サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施す る。 また、新種の不正プログラムに対応するため に、ウイルスパターンファイルは定期的に更新 し、可能な 限り最新のものを使用する。 ・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当 該手順に従って、情報セキュリティホールに関 連する情 報(コンピューターウイルス等の有害なソフト ウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手 し、機器の 情報セキュリティに関する設定の内容が適切で あるかどうかを確認する(コンピューターウイル ス関連情 報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一 度)。 (不正アクセス対策) ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導 入し、必要なパターンファイルは、常時更新して いる。 (その他) ・USBメモリの使用不可設定、操作ログの記録	<千葉県における措置> (不正プログラム対策) ・インターネットにつながらないネットワーク内で システム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、 サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施す る。 また、新種の不正プログラムに対応するため に、ウイルスパターンファイルは定期的に更新 し、可能な 限り最新のものを使用する。 ・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当 該手順に従って、情報セキュリティホールに関 連する情 報(コンピューターウイルス等の有害なソフト ウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手 し、機器の 情報セキュリティに関する設定の内容が適切で あるかどうかを確認する(コンピューターウイル ス関連情 報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一 度)。 (不正アクセス対策) ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導 入し、必要なパターンファイルは、常時更新して いる。 (その他) ・USBメモリの使用不可設定、操作ログの記録	事後	新型コロナの特例臨時接種終 了によるワクチン接種記録シ ステム(VRS)の機能縮小に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	(上記の続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑥技術的対策 具体的な 対策の内容	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 < ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置 > ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を 行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 < ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置 > ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。	事後	新型コロナの特例臨時接種終 了によるワクチン接種記録シ ステム(VRS)の機能縮小に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	(上記の続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑥技術的対策 具体的な 対策の内容	・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 - また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 ・厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	事後	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システム処理にて消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等を行うと共に、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。 ・紙帳票については、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、裁断・溶解等を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしているため、保管期間を過ぎた情報については、システムで自動判別し消去する。	・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システム処理にて消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等を行うと共に、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。 ・紙帳票については、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、裁断・溶解等を行う。	事前	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	情報セキュリティ責任者が職員等に対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させることにより行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	情報セキュリティ責任者が職員等に対し、本評価書記載どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させることにより行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事前	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	IV その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規程等の順守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査:統括情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ監査を定期的を実施する。 ②関連規程等の遵守状況等の点検:統括情報セキュリティ管理者は、職員等の情報セキュリティに関する関連規程等の遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後措置:情報システム管理者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。	「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規程等の順守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査:統括情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ監査を定期的を実施する。 ②関連規程等の遵守状況等の点検:統括情報セキュリティ管理者は、職員等の情報セキュリティに関する関連規程等の遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後措置:情報システム管理者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。	事前	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	(上記の続き) IV その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	(削除)		新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	IV その他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、 ・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。 ・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。	「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、 ・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。 ・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。	事前	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	(上記の続き) IV その他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。		新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	IV その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	新型コロナの特例臨時接種終了によるワクチン接種記録システム(VRS)の機能縮小に伴う変更
令和6年9月13日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室	事後	市の所管部署の移転に伴う変更
令和6年9月13日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	千葉市個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	事後	
令和6年9月13日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	
令和6年9月13日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名		新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン接種対象者ファイル、保健医療・衛生情報システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月13日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所		千葉市ホームページ、千葉市役所2階行政資料室	事後	
令和6年9月13日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター地下1階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 医療政策課 043-245-5207	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 医療政策課 043-245-5207	事後	市の所管部署の移転に伴う変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム) ②システムの機能	1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。 2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 3. データ連携機能 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する税務情報などを連携する。 4. 権限管理機能 ・各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 ・統合データベースへのアクセス制御を行う。	●標準化前の現行システムに関する内容 1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。 2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 3. データ連携機能 (1)庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 4. 権限管理機能 (1)各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2)統合データベースへのアクセス制御を行う。 ●標準化後の次期システムに関する内容 1. 団体内統合宛名機能 (1)団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 (2)中間サーバーとの情報連携を行う。 2. データ連携機能 (1)庁内における各業務システムからの要求に基づき、住民情報等ファイルを連携する。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【千葉県における措置】 ・業務共通システムで取り扱う特定個人情報 は、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 ・統合サーバーで取り扱う特定個人情報はID・パスワード等主体認証機能にて入退室するものを特定し、監視カメラにて監視している。 ・書面の特定個人情報は担当課において鍵のかかる書庫にて保管、担当課庁舎内に警備員が常駐している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	【千葉県(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ・業務共通システムで取り扱う特定個人情報 は、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 ・統合サーバーで取り扱う特定個人情報はID・パスワード等主体認証機能にて入退室するものを特定し、監視カメラにて監視している。 ・書面の特定個人情報は担当課において鍵のかかる書庫にて保管、担当課庁舎内に警備員が常駐している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(上記の続き) Ⅱファイルの概要 6. 特定個人情報 の保管・消去 ①保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【千葉県における措置】 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【千葉県(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去するとともに、必要に応じて職員が当該措置の完了まで立ち合いを行うなど確実な履行を担保する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(上記の続き) II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制御されているため、消去することができない。 ・厚生労働省はワクチン接種記録システムに保管された特定個人情報にアクセスできないよう制御されているため、消去することができない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制御されているため、消去することができない。 ・厚生労働省はワクチン接種記録システムに保管された特定個人情報にアクセスできないよう制御されているため、消去することができない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑤物理的対策 具体的な 対策の内容	<千葉県における措置> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に 設け、静脈認証により入退室管理を行ってい る。 ・サーバー室への入退室の場所は限定し、監視 設備として監視カメラを設置している。 ・電子媒体や紙資料については、施錠可能な倉 庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒 体、通信機器などを不正に所持し、持出持込す ることがないよう、警備員などにより確認してい る。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施 錠管理・日本国内にデータセンターが存在する クラウドサービスを利用している。	<千葉市(保健医療・衛生情報システム 予防 接種台帳システム及び現行業務共通システム (庁内連携システム/統合宛名システム))にお ける措置> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に 設け、静脈認証により入退室管理を行ってい る。 ・サーバー室への入退室の場所は限定し、監視 設備として監視カメラを設置している。 ・電子媒体や紙資料については、施錠可能な倉 庫にて、箱に封緘した状態で保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒 体、通信機器などを不正に所持し、持出持込す ることがないよう、警備員などにより確認してい る。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措 置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人 情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政 府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドラインで求める 物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施 錠管理・日本国内にデータセンターが存在する クラウドサービスを利用している。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による 変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(上記の続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑤物理的対策 具体的な 対策の内容		<ガバメントクラウド(次期業務共通システム (庁内連携システム/統合宛名システム))にお ける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システ ムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録さ れたクラウドサービスから調達することとしてお り、システムのサーバー等は、クラウド事業者が 保有・管理する環境に構築し、その環境には認 可された者だけがアクセスできるよう適切な入 退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、 外部に持出できないこととしている。 ③日々のデータについては、ガバメントクラウド の機能により遠隔地保管を行う。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による 変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑥技術的対策 具体的な 対策の内容	<千葉県における措置> (不正プログラム対策) ・インターネットにつながらないネットワーク内で システム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、 サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施す る。 また、新種の不正プログラムに対応するため に、ウイルスパターンファイルは定期的に更新 し、可能な 限り最新のものを使用する。 ・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当 該手順に従って、情報セキュリティホールに関 連する情 報(コンピューターウイルス等の有害なソフト ウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手 し、機器の 情報セキュリティに関する設定の内容が適切で あるかどうかを確認する(コンピューターウイル ス関連情 報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一 度)。 (不正アクセス対策) ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導 入し、必要なパターンファイルは、常時更新して いる。 (その他) ・USBメモリの使用不可設定、操作ログの記録	<千葉県(保健医療・衛生情報システム 予防 接種台帳システム及び現行業務共通システム (庁内連携システム/統合宛名システム))にお ける措置> (不正プログラム対策) ・インターネットにつながらないネットワーク内で システム間の接続を行い、安全性を確保する。 ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、 サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施す る。 また、新種の不正プログラムに対応するため に、ウイルスパターンファイルは定期的に更新 し、可能な 限り最新のものを使用する。 ・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当 該手順に従って、情報セキュリティホールに関 連する情 報(コンピューターウイルス等の有害なソフト ウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手 し、機器の 情報セキュリティに関する設定の内容が適切で あるかどうかを確認する(コンピューターウイル ス関連情 報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一 度)。 (不正アクセス対策) ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導 入し、必要なパターンファイルは、常時更新して いる。 (その他) ・USBメモリの使用不可設定、操作ログの記録	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による 変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(上記の続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑥技術的対策 具体的な 対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 ・厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された千葉市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・市区町村からはワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスできないよう制限されている。 ・厚生労働省からはワクチン接種記録システム(VRS)に保管されて特定個人情報にアクセスできないよう制限されている。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による 変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(上記の続き) Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑥技術的対策 具体的な 対策の内容		【ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保 管・消去 リスク3: 特定個人 情報が消去されずいつまでも 存在するリスク 消去手順 手 順の内容	・保存期間を経過したデータベースに格納され た特定個人情報については、システム処理にて 消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等 を行うと共に、その記録を残す。また、専用ソフ トによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことに より、内容を読みだすことができないようにす る。 ・紙帳票については、受渡し、保管及び廃棄の 運用が適切になされていることを適時確認す る。廃棄時には、裁断・溶解等を行う。	＜千葉市(保健医療・衛生情報システム 予防 接種台帳システム及び現行業務共通システム (庁内連携システム/統合宛名システム))にお ける措置＞ ・保存期間を経過したデータベースに格納され た特定個人情報については、システム処理にて 消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等 を行うと共に、その記録を残す。また、専用ソフ トによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことに より、内容を読みだすことができないようにす る。 ・紙帳票については、受渡し、保管及び廃棄の 運用が適切になされていることを適時確認す る。廃棄時には、裁断・溶解等を行う。 ＜ガバメントクラウド(次期業務共通システム (庁内連携システム/統合宛名システム))にお ける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準 拠したプロセスにしたがって確実にデータを消 去する。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による 変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規程等の順守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査:統括情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ監査を定期的を実施する。 ②関連規程等の遵守状況等の点検:統括情報セキュリティ管理者は、職員等の情報セキュリティに関する関連規程等の遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後措置:情報システム管理者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。	＜千葉市(保健医療・衛生情報システム 予防接種台帳システム及び現行業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置＞ 「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規程等の順守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査:統括情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ監査を定期的を実施する。 ②関連規程等の遵守状況等の点検:統括情報セキュリティ管理者は、職員等の情報セキュリティに関する関連規程等の遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後措置:情報システム管理者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウド(次期業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))における措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更 (ガバメントクラウド移行による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウド（次期業務共通システム（庁内連携システム/統合宛名システム））における措置＞ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更 （ガバメントクラウド移行による変更）